明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○経済産業省聴聞手続規則の一部を改正する省令（経済産業八二）　二

〔規　則〕
○個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（個人情報保護委五）　二
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（法務三七七）　三
○日本国に帰化を許可する件（同三七八）　四

〔告　示〕
○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（国家公安委四九）　四
○国際連合教育科学文化機関の賛助するアジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センター（第二区分）の日本国における継続に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の協定の有効期間を延長する議定書の署名及び効力発生に関する件（外務三九二）　五
○国税通則法第三十四条の七第一項の規定に基づき納付受託者の指定を取り消す件（国税庁二〇）　五
○国税通則法第三十四条の四第一項の規定に基づく納付受託者の指定の件（同二一）　五
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件（厚生労働三六〇）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業一九七）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一三一七～一三一九）　六
○地すべり防止区域を指定する件（同一三二〇）　六
○地すべり防止区域を追加指定する件（同一三二一）　六
○地すべり防止区域を廃止する件（同一三二二）　六
○道路に関する件（東北地方整備局七六～七八）　六
○道路に関する件（関東地方整備局二五一、二五二）　七
○都市計画に関する件（北陸地方整備局五〇）　七
○道路に関する件（中部地方整備局一〇〇）　七
○道路に関する件（近畿地方整備局一二四～一二六）　八

〔国会事項〕
内閣　内閣府　国家公安委員会　警察庁　新潟県　石川県　愛知県　八

〔人事異動〕
諸事項　八

〔皇室事項〕
官庁事項　九

〔官庁報告〕
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　九
法務
公証人任免（法務省）　九
国家試験
令和六年度土地区画整理士技術検定合格者（国土交通省）　九
令和七年度土地区画整理士技術検定の実施（同）　九

〔公　告〕
諸事項
官庁
司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、製造たばこ小売定価関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　一一
会社その他

省　令

○経済産業省令第八十二号

行政手続法（平成五年法律第八十八号）を実施するため、経済産業省聴聞手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月六日

経済産業大臣　武藤　容治

経済産業省聴聞手続規則の一部を改正する省令

経済産業省聴聞手続規則（平成六年通商産業省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（聴聞調書及び報告書の記載事項） **第十三条**　聴聞調書には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。 一～八　［略］ ２　［略］ ３　報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。 一～三　［略］	（聴聞調書及び報告書の記載事項） **第十三条**　聴聞調書には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。 一～八　［略］ ２　［略］ ３　報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。 一～三　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○個人情報保護委員会規則第五号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月六日

個人情報保護委員会委員長　藤原　靜雄

規　則

個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国） **第十五条**　法第二十八条第一項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。 一　法第四章又は第五章の規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況にあること。 二　個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督又は監視を行うための体制が確保されていること。 三・四　［略］ 五　前四号に定めるもののほか、当該外国を法第二十八条第一項の規定による外国として定めることが、我が国における行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、又は我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること。 ２～４　［略］	（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国） **第十五条**　法第二十八条第一項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。 一　法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況にあること。 二　個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督を行うための体制が確保されていること。 三・四　［同上］ 五　前四号に定めるもののほか、当該外国を法第二十八条第一項の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること。 ２～４　［同上］
（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国） **第四十五条の二**　法第七十一条第一項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。 一　法第四章又は第五章の規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況にあること。 二　個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督又は監視を行うための体制が確保されていること。 三・四　［略］ 五　前四号に定めるもののほか、当該外国を法第二十八条第一項の規定による外国として定めることが、我が国における行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、又は我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること。 ２～４　［略］	（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国） ［新設］

三　我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能であると認められるものであること。

四　個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な保有個人情報の移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な保有個人情報の移転を図ることが可能であると認められるものであること。

五　前四号に定めるもののほか、当該外国を法第七十一条第一項の規定による外国として定めることが、我が国における行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、又は我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること。

2　個人情報保護委員会は、前項の規定による外国を定める場合において、我が国における個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、当該外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得ることなく提供できる保有個人情報の範囲を制限することその他の必要な条件を付することができる。

3　個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合において、当該外国が第一項各号に該当していること又は当該外国について前項の規定により付された条件が満たされていることを確認するため必要があると認めるときは、当該外国における個人情報の保護に関する制度又は当該条件に係る対応の状況に関し必要な調査を行うものとする。

4　個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合において、前項の調査の結果その他の状況を踏まえ、当該外国が第一項各号に該当しなくなったと認めるとき又は当該外国について第二項の規定により付された条件が満たされなくなったと認めるときは、第一項の規定による定めを取り消すものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。